

政策情報～斉藤俊幸の地方創生塾⑨

<総務省>

外部人材、三種の神器

＝地域おこし協力隊、集落支援員、外部専門家＝

—地域再生マネージャー・斉藤俊幸—

地域おこし協力隊は各種メディアでの報道が多く認知度が高まった。都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図る制度が地域おこし協力隊である。1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動を行う。平成26年度は444市町村で導入が図られ、1511人が着任した。国は3000人にまで協力隊員数を伸ばしたいとしている。同じような制度のため地方創生戦略の中で農林水産省の「田舎で働き隊」と統合されることになった。

総務省は地域おこし協力隊の経費を特別交付税により財政支援している。地域おこし協力隊員の募集等に要する経費は1団体当たり200万円を上限に支援しており、地域に地域おこし協力隊候補者を誘致するツアーや短期お試し居住などに使える。また地域おこし協力隊員の活動に要する経費は隊員一人当たり400万円を上限に認められている。人件費は200万円、その他の家賃や自動車リース代、活動旅費、作業道具等の消耗品費、定住に向けた研修等の経費などは200万円ま

で認められており合計400万円が1年の一人当たりの協力隊員の経費となる。また、地域おこし協力隊員等の起業に要する経費は最終年次または任期終了翌年の起業する人に対し、一人当たり100万円を上限に認められている。

地域おこし協力隊は多くの自治体で3年の任期を終えて卒業生の多くが地域に定住、2代目の協力隊員が生まれている。まだ、導入経験のない自治体は先進地域を学び導入してみてもどうか。

役所の管理体制が確立しているのは兵庫県朝来市。市長公室の担当者が直轄で活動を支援している。こうした管理者がいない場合は、外部専門家に委託することも可能だ。協力隊経費の一部を充当して委託することも可能だ。

◇20代の協力隊卒業生

私は地域おこし協力隊の監督として高知県本山町と愛媛県今治市でその任務に就いた。

高知県本山町は4000人の町であるが地域おこし協力隊制度創設の翌年度に10人の協力隊員の導入を図り注目された。その後、6人が定住し、地域の屋台骨となり、地域を支える存在となっている。

彼らが地域おこし協力隊を卒業する頃に、高知県は集落活動センター事業を創設した。この集落活動センターは地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みと定義している。この集落活動センターに本山町の20代の協力隊卒業生が所属し活動を継続している。こうした定住へ向けた20代の第2段階のステップの創設は参考になるのではないか。

本山町担当者とは「3年で10人を導入し、3人が定住。このサイクルを3回繰り返すことによって10年後に10人の地域の担い手が生まれれば大きな成果なのではないか」と話し合ったことがある。実際、初代の協力隊員から集落を支える人材が生まれている高知県は注目に値する。本山町の限界集落である汗見川地区の自治会長は「のんちゃん（野尻萌生さん）がいないと動かない」と嬉しそうに話す。こうした若い移住者と地域住民との段階的な関係づくりが地域力維持に大きく貢献するだろう。

本山町の野尻さんのような20代の担い手が全国各地で増えている。これが重要な成果だ。岡山県美作市の協力隊員だった藤井裕也さんは、山村シェアハウスを展

開。都市部に住んでいた不登校の高校生やニートと言われる若者たちと生活を共にし、彼らを地域の高校へ通学させている。また、農作業などの活動や地域の雑草刈り等の作業を受託し地域貢献を果たしている。現在高校生や若者たちは10人。過疎集落における定住の新たなモデルが築かれようとしている。藤井さんは岡山県の地方創生戦略有識者会議の委員にも選ばれた有望株だ。

茨城県常陸太田市の地域おこし協力隊として活躍した笹川貴史子さんは協力隊を卒業後、常陸太田市に定住しながら国際協力分野の大学院に進学。条件不利地に住みながらグローバル、グローバルな職能で活躍したいと日々研鑽を続けている。藤井さんや笹川さんのような、これからの日本を支えるであろう20代が地域おこし協力隊から育っている。

地域おこし協力隊を卒業して農業での定住を目指す20代も多い。農業に適性を示す協力隊員も多い。しかし、新規営農者の10年後の定住率は15%という実績を聞くと、農業での定住は実にハードルが高い。やはり、兼業を模索しないといけないだろう。



茨城県常陸太田市の地域おこし協力隊

愛媛県今治市大三島で柑橘農家を目指す鍋島悠弥さんは「しまなみグリーンツーリズム推進協議会」にも所属し、観光と農業での収益を確保し、自立を目指している。私が観光の仕事がある時は声を掛けて、一緒に仕事をしている。しまなみ海道での経験が他の地域でも役立つ。観光に関する計画を作ることができれば、今後農家としてだけではなく、外部専門家としても機能することができるだろう。これはある意味では新しい職能像だ。今まで東京などの大都市圏でしか成立しなかった業務が条件不利地でもできることが立証されれば、今後、若い世代の新たな兼業像も発展するであろう。彼らのような若い定住者を育て、お互いが助け合う地域を作るべきだ。

◇集落支援員と外部専門家

「集落支援員」制度は地域内に住む人が対象だ。過疎地域等に存在する集落では、人口減少と高齢化に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの問題が生じており、今後一層深刻化する

恐れがあることから、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体から委嘱を受ける。集落支援員一人当たり350万円（他の業務との兼任の場合一人当たり40万円）を上限に総務省を通じ、特別交付税措置される。

「外部専門家」制度は地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいするものだ。指導・助言を受けながら取り組む場合、外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費を総務省が支援している。

同省のデータベース「地域人材ネット」では、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員（課）を「外部専門家（地域力創造アドバイザー）」として登録しており、2015年5月現在、民間専門家302人、先進市町村で活躍している職員30人を登録している。条件不利地への派遣となっており、民間専門家等の活用の場合、特別交付税で3年間560万円が措置されている。

実は私も制度創設時の外部専門家として総務大臣室で任命を受けた。条件不利地における来年度の外部専門家招へいに関する相談はご一報いただければ説明に伺います。

[＜表紙・目次へもどる＞](#)